

機械警備等業務委託仕様書（案）

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 福島県小名浜港湾建設事務所機械警備等業務
- (2) 場 所 いわき市小名浜字辰巳町68番地
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 業務目的

福島県小名浜港湾建設事務所の警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止することで、庁舎等の建物その他の財産を保護し、利用者の安全を確保する。

2 業務内容

警備業務は、関係法規及び以下に定める事項により行うこと。

- (1) 警備対象物件に係る機械警備に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 庁舎外庁舎敷地内駐車場の巡視に関する業務
- (4) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (5) その他必要と認められる業務

3 警備対象物件（箇所）

福島県小名浜港湾建設事務所庁舎
別紙1のとおり

4 資格要件

警備業務を行う者は、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を行っている者。
- (2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (3) 県外業者にあつては、警備業法第9条の規定により、福島県公安委員会に届出していること。
- (4) 警備業法第40条の規定により、福島県公安委員会に届出していること。

5 警備業務の実施

- (1) 警備業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙2「警備業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記2の業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。

- (3) 警備計画書を作成し、これを事前に提出し、福島県小名浜港湾建設事務所長(以下、「発注者」という。)の承諾を受けること。
- (4) 業務従事者名簿を提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては警備員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を発注者に提出すること。
- (5) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに発注者と事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に発注者にその状況を報告すること。
- (6) 当該業務に要する光熱水費及び通信料金(機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。)は発注者の負担とし、当該業務において使用する機械警備機器(ただし、発注者により既に設置されている発注者所有の機器を除く。)やその他消耗品等は、受託業者の負担とする。
- (7) 受託者は、機械警備において、受託者の警備本部で警備対象物件に異常事態が発生したことを感知してから25分以内に、その警備対象物件に対し機械警備隊を常に派遣できる体制をとること。

6 業務遂行状況の報告及び記録

受託者は、業務遂行状況を月ごとにまとめ、翌月の10日までに書面にて発注者に報告する。

- (1) 報告及び記録の内容は、下記のとおりとする。
 - ア 警備報告書
 - イ 異常が生じた場合の記録(現況写真を添付すること。)や処理結果
 - ウ その他発注者が必要と認めた内容
- (2) 警備対象物件において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で発注者に報告するとともに、後日書面でも発注者に報告すること。

7 業務従事者

- (1) 受託者は、当該業務を遂行するため、業務従事者を雇用するに当たっては、その全員につき身上調査を行うものとする。
- (2) 上記2の業務を実施するに当たり、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 業務従事者は、上記2の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (4) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受託者と協議の上、交代させることができる。

- (5) 発注者が必要があると認めた場合は、受託者は、前回の受託業者からの業務引継及び次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて受託者の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、発注者の判断による。

8 その他

本仕様書に記載されていない一般項目及び作業内容等は、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部策定）による。

別紙 1

警 備 対 象 物 件 (箇 所)

1 機械警備

福島県小名浜港湾建設事務所庁舎

鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積 1,081.81m²

※詳細は別紙平面図による。

警 備 業 務 細 目

1 機械警備

(1) 業務内容

ア 機械警備機器の設置及び撤去

(ア) 受託者は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を新設、交換、修繕する必要がある場合は、事前に発注者の承諾を受けること。また、発注者と事前に調整した上で、発注者の監督のもとに実施すること。

(イ) 受託者は、(ア)を実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。

その際、受託者は、発注者にその警備計画書を提出し、その承諾を受けること。

(ウ) 受託者は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、受託者所有の機械警備機器全てを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあつては契約期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあつては発注者の指定する期日までに発注者の承諾を受け、発注者の監督のもとに撤去すること。

さらに、機械警備機器を設置していた箇所について、それを設置していたことが原因で修繕を要すると発注者が認めた場合は、受託者は受託者の負担で修繕すること。

(エ) 受託者は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について、全面的に協力すること。

イ 火災、侵入その他の異常事態の感知

警備対象物件で発生した異常事態を受託者の警備本部へ自動的に通報する。

ウ 異常事態発生時における受託者の機械警備隊の派遣、異常事態の確認及び拡大防止

受託者は、警報受信装置により異常事態が発生したことを感知したときは、受託者の機械警備隊を急ぎ派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

エ 関係先への通報及び連絡

警備対象物件に到着した受託者の機械警備隊は、異常事態を確認後、警備本部にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。

また、必要があると認めた場合は、発注者が指定した緊急連絡先へ連絡する。

オ 警備対象物件に設置された機械警備機器や警備本部内の警報受信装置の点検、調整及び修理

- (ア) 発注者及び受託者が設置している機械警備機器等の機能について、受託者は、受託者の負担により適宜保守点検を行い、正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。
- (イ) 機械警備機器の交換や修繕に係る費用について、発注者所有の分については発注者が、受託者所有の分については受託者が、それぞれ負担する。
- (2) 警備基準時間
警備基準時間は、平日 17:15～翌 8:30、休日は 8:30～翌 8:30 とする。
なお、休日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日とする。
ただし、発注者が指定する日については、その取扱を変更する。
- (3) 警備実施時間
上記(2)の警備基準時間にかかわらず、警備対象物件が無人の状態となり、発注者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、発注者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- (4) 警備本部及び機械警備隊の役割
ア 警備本部
警報受信装置を常時監視するとともに、機械警備隊との連絡を保持する。
イ 機械警備隊
警備本部との連絡を保持し、警備対象物件の異常事態に対応できる体制を確保する。
- (5) 即応体制の整備
上記本文 5 の(7)の警備対象物件の異常事態が発生したことを感知してから 25 分以内に確実にとは、単に、対象物件までの所要時間が 25 分以内であればよいというものではなく、当該警備業務の状況全般が考慮されるようにし、同一時間帯における異常事態に即応できるよう機械警備隊及び車両その他の装備を適正に配置しておくこと。
- (6) 警備開始時における取扱い
ア 発注者における取扱い
最終退庁者は、退庁するにあたり、警備対象物件内の各室出入口や窓の施錠を確認し、退庁する出入口外部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）

の状態に操作するとともに、出入口を施錠するものとする。

イ 受託者における取扱い

最終退庁者の操作により自動的に表示されるONの信号を確認し、警備を開始する。

(7) 警備終了時における取扱い

ア 発注者における取扱い

最初の登庁者は、外部に設置した操作器を確実にOFF（警戒解除）の状態に操作した後、出入口の鍵を解錠し入庁するものとする。また、入庁後は、防火・防犯その他の事故防止について発注者の責任において処理するものとする。

イ 受託者における取扱い

登庁者の操作により自動的に表示されるOFFの信号を確認し、警備を終了する。

(8) 緊急連絡先の指定

ア 発注者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を受託者に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合、発注者は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を受託者に通知する。

(9) 機械警備機器の種類及び数量

ア 別紙3のとおり

イ 機械警備システムのON・OFF履歴及び異常内容について、WEB上でのリアルタイムに確認できる機能を提供できること。且つ情報セキュリティについて必要十分な対策が講じられていること。

ウ 庁舎最終出入口電気鍵の連動式電子ロック機能を警備機器に導入するものとし、カードキー1枚で機械警備システムのON・OFFと、庁舎最終出入口電気鍵の施錠解錠を行える機器とする。なお、ドア閉鎖時に自動施錠される機器を導入する場合は、一時的に継続解錠モードに切替え可能な機能を備えた機器とする。

2 巡回警備

(1) 業務内容

平日は夜間（午後10時から翌日午前2時までの間）に1回、閉庁日は日中（午前10時から午後2時までの間）に1回・夜間（午後10時から翌日午前2時までの間）に1回、庁舎敷地内駐車場の巡回を行い、不審者及び不審物の発見及び適正処理を行う。

機 械 警 備 機 器 の 種 類 及 び 数 量

使 用 機 器 名		型 式	数 量	そ の 他	
福島県小名 浜港湾建設 事務所庁舎	発注者所有	庁舎最終出入口電気鍵	鍵番号	1	
	受託者所有	警備セットキー (カード式)	カード番号 ~	53枚	
		機械警備機器 (庁舎最終 出入口電気鍵の連動式電 子ロック機能を含む)			
備 考					